

## 虚偽表示 宅建 H12-04-1 &lt;&lt;#520&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

Aが、債権者の差押えを免れるため、Bと通謀して、A所有地をBに仮装譲渡する契約をした。BがAから所有権移転登記を受けていた場合でもAは、Bに対して、AB間の契約の無効を主張することができる。



【答え】 正しい

## &lt;&lt;ポイント&gt;&gt; 虚偽表示

1 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

⇒ 当事者間では、登記の有無に関係なく、その無効を主張することができる

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。（民法94条）